

## 議長

農業委員現在数14名、出席12名、梅田委員さんがまだ連絡がないので欠席2名、よって会議は成立いたしました。

これより令和4年度第8回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第7番梅田委員さんがいないので、第8番 町田委員さん、9番 川口委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

## 事務局

前回の総会から本日の日程行事について報告いたします。9月27日29日 令和4年度農業委員会会長研修会、和歌山県の方に加藤会長にご参加いただきました。11月17日 東京都農業会議第2回臨時総会、および第2回事業推進協議会が開催され、加藤会長の方にご出席いただきました。農産物の共進会ですが、12日が三田地区、12日13日が梅郷地区、13日が成木地区、22日23日が霞地区の共進会ということで、それぞれ各担当委員さんの方に参加をいただきました。諸報告は以上になります。

## 議長

以上で報告を終わります。

次に日程4の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」10件を上程いたします。

なお、整理番号1番は森田委員さんに関係するものでございますので、別に先ご審議させていただきます。

それでは、会議規則第10条の規定により審議が終了するまでの間、森田委員さんには退席いただきます。

## 委員

それでは、整理番号1番について、担当の私から説明いたします。

11月15日 申請人と事務局2名と現地調査を行いました。

## 委員

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

自宅の前の一団の畑で、大ブナ、さつきなどの苗木が植えてありました。これは東京都に出すための苗木です。他にオリーブ、ヒノキ、杉なども植えてありました。

地番、地目山林、面積

ここは家の裏にありまして、木が風で倒れたりしたら大変ということで、木は伐根して自家用の野菜を作るための畑になっております。北西の方にまだ竹林はありました。まだ取り切れていない根が残っていたりしていましたが、畑にはサトイモ、大根、キャベツ、ほうれん草、ノラボウ、春菊とうが育っていました。しっかり管理されてきました。山林が畑になっているので「出来れば地目変更して畑にした方がいいですよ」とアドバイスをしました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

説明は以上です。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 11 名]

## 議長

挙手11名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」1件は

## 議長

原案のとおり証明することに決定いたしました。整理番号1番の審議が終了しましたので、森田委員さんには自席に着席をしていただくようお願いします。

## 委員

それでは整理番号2番について、担当の私より説明いたします。

整理番号2番について説明いたします。

11月15日 申請人と事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

家の西側にあり自家用消費の野菜、果物等が植えてありました。白菜、キャベツ、ブロッコリー、ナス、パパイヤ、ブルーベリーとうが植えてありました。場所柄、裏が立正校成会の山なのでアライグマに荒らされることもあり、食べようかなと思った時には食べられてしまうような状況にありますということをしていました。柵を立ててやっていました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号3番について石川委員さんの説明をお願いいたします。

## 委員

議席番号5番 石川です。

整理番号3番について説明いたします。

11月15日 事務局2名と本人立会いの下、現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この3筆は一団の畑で自宅の裏にあり、お茶、ネギ、サトイモ、大根、白菜、少量ですが栽培されておりました。空いているところが多かった

## 委員

のですが耕耘してありきれいに管理されておりました。　　さんも90歳ですが、また来年何かを作ろうと栽培意欲はありました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号4番について、川鍋委員さんの説明をお願いいたします。

## 委員

議席番号2番の川鍋です。

整理番号4番について説明いたします。

11月15日 事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この土地はすべて茶畑となっております。ご主人の分を調査をしたのですが、その時に奥さんの分を忘れていたということで11月引き続き調査をいたしました。前回同様、茶畑はきれいにされており特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号6番および7番について、小峰職代さんの説明をお願いいたします。

## 委員

議席番号10番 小峰です。

11月15日 立会人、事務局2名と現地調査を行いました。

整理番号6番について説明いたします。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

申請人は高齢の女性でして一人で耕作をしていますが、全体の8割くらいは畑とし

## 委員

てやっているかなという感じですが。夏物野菜トマトの残りやサトイモ、ネギ等が植わってしまっていて草取りもきれいにされていて管理されている状態です。

整理番号7番について説明いたします。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

タマネギ、ノラボウと冬物野菜がきれいに植わってしまっていて畑として大変きれいに管理されておりました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号8番について、鈴木清委員さんの説明をお願いいたします。

## 委員

議席番号13番 鈴木清です。

整理番号8番について説明いたします。

11月16日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

上の2畝が家の前の一団の農地になっております。こちらには大根、白菜、タマネギ、色々な物が栽培されておりました。夏野菜が終わっているところはきれいに耕耘されておりました。

下の2畝は離れているのですが自宅の農地になります。そこにはキャベツ、タマネギ、ネギ、大根、白菜、ヤツガシラ、サトイモ、ラッキョウと少量ずつ栽培されておりました。夏野菜の収穫後はきれいに耕耘され適切に管理されておりました。問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号9番について、八木委員さんの説明をお願いいたします。

## 委員

議席番号3番 八木です。

整理番号9番について説明いたします。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

一団のはたけでして、大根、ネギ、白菜、レタス、キャベツ、ノラボウ、などがきれいに植わっていました。夏は、ジャガイモ等を作っていたのですが、ほとんどイノシシにやられてしまい、今の所はマルチは引いてあるのですが、タマネギその他を作ろうかと考えているところです。全体的にきれいに草もなく管理されておりましたので、よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号10番について、森田委員さんの説明をお願いいたします。

## 委員

議席番号6番 森田です。

整理番号10番について説明いたします。

11月17日に事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

## 委員

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は一団の畑で耕耘してありきれいな畑でした。作物はありません。

地番は自宅に向かって左側が畑、畑というよりは植えてある木が成長していて畑という様子ではない感じです。

地番は畑はきれいに草刈りはしてありますが、畑の一部にキウイと梅が一本ずつ植えてありますが、収穫している様子ではありません。

地番は自宅に向かって左側の一団の畑で耕耘してありきれいな状態でした。

地番は一団の畑で草刈りがしてあり、きれいな状態になっています。中ほどには梅の木が3本植えてあります。

地番は一団の畑です。ここも草刈りがしてあり、きれいな状態で作物はありません。ご主人の体調が少し悪いらしく生産緑地の貸借の申請をしていると事務局の方から聞いています。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号5番について、梅田委員さんの説明をお願いいたします。

## 委員

議席番号7番 梅田です。

整理番号5番について説明いたします。

11月15日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

畑は、新町小学校の南にあり自宅前の畑で、周囲には柿、琵琶、椿など植木類がありまして、畑ではタマネギ、エンドウ豆、ネギ、サトイモが栽培され小区画ではありますがレタス、ほうれん草、春菊等が作ってありました。雑草も少なく農地として

## 委員

適正に管理されておりました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

## 委員 質疑1

議席番号13番 鈴木です。

10番について問題があるように思うのですが。

## 事務局

今、生産緑地として貸借の依頼がありまして、新規就農者の方に斡旋の方をしているところでして、見つかかりしだい貸借の手続きの方を行って生産緑地としての農地の活用を引き続き行っていくというように事務局としても努力してまいりますので問題はないと考えます。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12名]

## 議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」残り9件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。



## 事務局

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を御説明申し上げます。議案第2号を御覧ください。

整理番号1番

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の                      さんが令和4年7月23日に亡くなられたため、相続人である                      さん、                      さんが生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、11月15日に野村委員さんで行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、野村委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号4番 野村です。

11月15日 事務局2名と現地調査を行いました。

地番、地目畑、面積

半分くらいは耕作され野菜や果樹が栽培されておりましたが、残り半分は耕作していない状態で、草刈りをしている程度の管理だったと思います。

地番、地目畑、面積

全面、梅の木が植栽されておりまして、少々草は目立ちますが問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

## 議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」9件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」御説明致します。議案の4ページから5ページを御覧ください。

なお、整理番号1番から9番まで借り人が同一で、関連しておりますので、一括して御説明いたします。また、借り人、貸し人、地番等はお読み取りいただければと思います

それでは、御説明いたします。

本件につきましては、借人および貸人より青梅市に利用権設定の申出があり、各案件について、青梅市が農用地利用集積計画（案）を作成しました。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この集積計画については農業委員会の議決を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり集積計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第3号 別紙1》の調書

## 事務局

を御覧ください。

### ◎農業経営基盤強化促進法第18条第3項

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合するものであること」でございますが、基本構想に記載される「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」につきましては、農地のすべてを効率的に利用することや農作業に常時従事することなどが示されております。本件につきましては、使用借人が所有または借用する農機具や農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、また、借人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれますので、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、先ほど御説明致しました第1号とほぼ同義ですので、ともに該当すると考えております。

続いて第3号のイについては、「第2号のロに該当しない場合」でございますので、本案件では適用致しません。

続いて第3号のロについても、「法人である場合」でございますので、本案件では適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に利用集積計画を確認いただき同意の印をもらっております。従いまして権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

次に、《議案第3号 別紙2》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。利用権設定の更新の申し込みとなり、設定する権利は全て賃借権です。契約期間は整理番号4番を除き、令和4年12月1日から令和9年11月30日までの5年間。整理番号4番については、令和4年12月1日から令和7年11月30日までの3年間となっております。

また、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が最後に記載されております。

## 事務局

また使用申請地において借り人は、露地野菜および養蜂を行う予定になっております。

現地調査につきましては、11月17日に新井委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番から9番について、新井委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

推進委員の新井です。

整理番号1番から9番について説明します。

11月11日 事務局2名と9カ所現地調査をおこないました。

主たる作物が露地野菜ということで、私に色々と説明されたのですが名前が西洋野菜でわからなくて申し訳ないのですが、きれいという言い方は私たちは草がない状態だと思っているのですが、草の中に野菜がある、野菜の中に草がある、そういう言い方をしては申し訳ないのですがそんな形。1カ所だけはトラクターが入ってこれから草刈りをやるってところがあったのですが他はみんなこんな形で耕作されていましてので問題ないのかと思います。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

挙手12名により、可決されました。

## 議長

よって、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」9件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」2件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」2件を御説明申し上げます。議案第4号を御覧ください。

整理番号1番

譲渡人の                      さんから譲受人の                      さんへの賃借権の設定でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第4号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

## 事務局

次に第2項第5号。許可することにあたっては、青梅市においては、譲受人および世帯員等がすでに所有する農地と所有権移転する農地の面積の合計が30アール(3,000㎡)以上であることが求められます。本案件について30アールを超えておりますので適用いたしません。

第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、ハウス栽培の計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、11月14日に川鍋委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に整理番号2番

こちらは、譲渡人の                      さんから、譲受人の                      への贈与でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第4号 別紙2》の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件についても、露地野菜を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、11月15日に影山委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、川鍋委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号2番 川鍋です。

整理番号1番について説明します。

11月14日 借り受け人に立会いしていただき、事務局2名と現地調査を行いました。

こちらは全部、田んぼと畑になっているのですが、実際ここは長い間、昔でいうと谷津沢みたいところで、田んぼとしては全然使用されていませんでした。私もそこに行って驚いたのですが、繁茂していた灌木や竹、そういったものが刈り取られて、ブルドーザーが入ったあとがあり、そこにハウスを作りたいということで、どちらかという開梱に近い感じになっている。そこに沢からの水が入り込んで、そこは前から湿地状態になっていて さんは、そこに土を入れてハウスを建てバナナ栽培をしたいという話です。実際、自分の敷地内にハウスを建てバナナを2、3本栽培実験をしているという話を伺いました。今まで畑、田んぼとして機能していないところに新しくハウスではありますけど畑として利用する、私としては良いことではないかと思えます。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号2番について、影山委員さんの補足説明は何かございますか。

## 委員

推薦委員の影山です。

整理番号2番について説明いたします。

11月15日 事務局2名と本人立会いの下、現地調査を行いました。

現在は耕耘されていてきれいに整備されていますが、夏までは枝豆を作付けされていたそうです。来年の春にまたサトイモの作付けをすることです。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。  
本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」3件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の7ページを御覧ください。

本件は所有権移転を伴う農地転用許可の申請です。

市街化調整区域内の農地であるため、農地転用の許可権者は東京都であり、農業委員会は東京都へ意見書を送付することとなっています。

《議案参照。読み上げ》

次に、《議案第5号 別紙1》の制度概要を御覧ください。

農地転用許可制度では、優良農地の確保のために農地を区分して、農業上の利用に支障が少ない農地への誘導と、転用目的の確認を行っています。

本件については、申請地は第1種農地にあたります。そのため、原則不許可となりますが、この後御説明する例外規定に該当するため、今回は許可の見込みがあるとの判断となりました。



## 事務局

続いて、《議案第5号 別紙2》の意見書(案)を御覧ください。

詳細は後ほど御確認いただければと思いますが、「農地転用に関する許可基準からみた意見」について、裏面を御覧ください。検討事項としては12項目設けられています。

はじめに、「1 農地の区分と転用目的」について、申請農地が第1種農地であるため、その農地を申請することがやむを得ないと認められる理由が必要になります。こちらは《議案第5号 別紙3》の申請書を御覧ください。記載の通り、本案件は特別養護老人ホーム建築が転用の目的となっています。次に《議案第5号 別紙4》を御覧ください。こちらは農地の転用の不許可の例外についての記載となっております。この中の農地法施行令第4条第1項第2号ホ「申請に係る農地を公共性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものであること。」に本案件は該当いたします。次に《議案第5号 別紙5》を御覧ください。こちらは農地法施行令第4条第1項第2号ホの公共性が高いと認められる事業の一覧になります。この中の農地法施行規則第37条第1項の「土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業」に特別養護老人ホームの建築が該当するため、第1種農地にあたりますが、転用することはやむを得ないと認められます。

次に、「2 資力及び信用」について、《議案第5号 別紙6》の総括表および見積書、貸付内定通知書、残高証明書、補助金内示の写しにより適当と考えます。

次に、「3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」については、該当いたしません。

次に、「4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」については、《議案第5号 別紙7》の土地利用計画図により、確実であると考えます。

次に、「5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」およびについては、《議案5号別紙8》の通り、自然保護条例第47条の許可および都市計画法第29条の規定による開発許可の見込みを得ておりますので、適当と考えます。

次に、「6 農地以外の土地の利用見込み」についてですが、以前、河村太嗣様が住んでいた、宅地部分がありますが、今回の事業のために取り壊し、計画地の一体として利用する同意を得ておりますので、適当と考えます。

## 事務局

次に、「7 計画面積の妥当性」については、先ほど確認した《議案第5号 別紙7》の計画図のとおりです。なお事務局および東京都による現地調査においても、現地を確認しております。以上により、計画面積については、適当であると考えます。

次に、「8 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性」については該当いたしません。

次に「9 周辺の農地等に係る営農状況への支障の有無」については、《議案5号 別紙9により》被害防除措置等について隣接する農地の権利者からの同意を得ておりますので、適当と考えます。

次に、「10 農地の利用の集積への支障の有無」については、申請地は貸借権の設定など農業経営基盤強化促進法にもとづく農用地利用集積計画は作成されていないこと、農業振興地域整備計画において農用地区域への編入予定がないことから、支障はないと考えます。

最後に、「11 一時転用である場合にはその妥当性」および「12 法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況」については、該当いたしません。

以上により、本件については、転用計画のとおり農地転用することについて、やむを得ないと考えています。

なお、現地調査でございますが、11月14日に加藤会長、小峰職務代理、影山委員と行き、転用することについてやむを得ないと確認していただきました。

以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、影山委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

推進委員の影山です。

整理番号1番について説明します。

11月14日に加藤会長と小峰職務代理と現地調査を行いました。

## 委員

この話は委員会の方で昨年の夏に、今ある養育院の場所から、この度建てる5丁目に移すときに、自分のものであっても別の場所に移すには住民に説明をするというような話があったので、私も去年の4月に説明を受けました。こちらの方は本来であれば今年の3月から着工予定だったのですが、口頭許可手続きの関係で少し遅れてしまい来年の3月から着工して再来年の春に完成予定という話でございました。場所としては物見塚の交差点のガソリンスタンドの斜め前、私の父の幼馴染の川村さんのところなのですが、川村さんも跡継ぎが娘さんしかいませんので、跡継ぎの方がおられないということで、ちょうどその話をいただいて人のためにお役に立てるならということで今回建てることになったという話を聞きました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」3件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第6号「特定農地貸付けに関する承認について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは、議案第6号「特定農地貸付けに関する承認について」1件を御説明いたします。まず初めに大変恐縮でございますが、議案の訂正があります。議案第6号

## 事務局

の区画予定数でございますが、10区画と記載しておりますが、正しくは8区画でございます。まだ予定の段階ですが、別紙に記載の申請書で8区画と記載されておりますので、8区画と訂正いただければと思います。

それではご説明に戻ります。本案件は、農地所有者が自ら農園を開設する農家開設型農園による手続きです。

農家開設型農園の場合、青梅市と所有者の間で貸付協定を作成し、その後、所有者が貸付規定を作成いたします。

それでは、整理番号1番について御説明いたします。青梅市が土地所有者と特定農地貸付協定を締結している農家開設型市民農園について、所有者から新規に開設したい旨の申請がありました。

その申請を受け、青梅市長より特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定にもとづき、農業委員会へ承認の申請がございました。

別紙1が貸付協定、別紙2が貸付規定、別紙3が農業委員会への申請書の写しとなっております。

承認を受けようとする農地でございますが、

整理番号1 住所 畑 面積

区画数としては**8区画**（予定）

所有者住所・氏名

現地調査でございますが、11月16日に八木委員さんで行いまして、開設することについて、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、八木委員さんの補足説明は何かございますか。

## 委員

整理番号3番 八木です。

11月16日 本人は高齢で動けないので息子さんの立会いで事務局と現地調査を行いました。

## 委員

現在この場所は市が借りていまして、他に空いているところは、きれいに無駄なく使いたいということで区割りするのもどのようにしたらいいのか聞かれたのですが、他を見てくださいと伝えました。日当たりもよく借り手もいるのではないかと思いますので文句はないのだと思いますよろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 事務局

申請者から区割りの図面をいただいております、申請書の添付資料として区割りの図面とかを一緒に出していただいているのですが、今回添付がもれてしまいましたので印刷したものを全協の時にはお配りできたらと思います。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第6号「特定農地貸付けに関する承認について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第7号「都知事による非農地証明に伴う農業委員会の農地性の確認について」1件を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

議案第7号「都知事による非農地証明に伴う農業委員会の農地性の確認について」1件を御説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。

本件につきましては、20年以上にわたり非農地状態であることについての証明願

## 事務局

が、東京都に対してあったものでございます。

東京都による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、20年以上にわたり耕作されていないことが原因で農地の様相でなくなった非農地状態であることを、東京都が証明するものでございます。

そのため、本案件については、農業委員会の皆様に農地性の有無を御審議していただければと思います。

それでは御説明いたします。

配りしております議案7号別紙1をご覧ください。

こちらは非農地状態であることについての証明願が、東京都に対してあったものでございます。(願出者・地番・面積を読み上げる)

次に議案第7号別紙2を御覧ください。

こちらは写真撮影方向図および現況写真となります。御覧の通り、農地の様相を呈しておらず、長年、住宅の庭として利用をされておりました。

次に議案第7号別紙3を御覧ください。

こちらは、平成13年12月の航空写真となります。

20年以上前より、該当地に建物が3棟建っており、農地として利用されていなかったことが確認できます。

これらのことにより、長期にわたり、農地として利用されず、現況についても農地性がないことを確認いたしました。

なお、11月14日に川鍋委員と現地調査を行いまして、非農地状態であることを確認いただいております。また、東京都に対しても事前協議を行い、非農地状態であることを確認いただいております。

以上でございます。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、川鍋委員さんの補足説明は何かございますか。

## 委員

議席番号2番 川鍋です。

11月14日 さんの代理人2名と党職員2名と事務局2名と現地調査を行いました。

議案7号の別紙2の地図が分かりやすいのですが、基本的には道沿いに塀が立ってしまっていて間隔が2、3メートルの灌木が植わっている状態で、長い間その木が繁茂している状態です。実際に日陰になってしまっていて畑としては使用できるような状態ではなく、畑として使ったというような感じも見受けられませんでした。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 委員 質疑1

議席番号13番 鈴木です。

20年以上農地だったという要件でしたけど、その要件はなくなっていないのですか？

## 事務局

山林と原野が現況だけで農業委員会が判断できるようになったのですが、宅地とか雑居地については20年以上前という制限が残っていて、それについては東京都が証明をするという形になっています。

## 議長

他に御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第7号「都知事による非農地証明に伴う農業委員会の農地性の確認について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

まず事務局より報告書の訂正があるとのことなので、よろしく願いいたします。

## 事務局

専決報告書の3ページ農地法第5条の届け出の整理番号16番についてですが、譲受人と渡し人で同じ　　さんがダブって記載してしまいました。真ん中の方を削除していただいて譲受人が　　さん、譲り渡し人が　　さんということで手元の資料を訂正していただければと思います。

## 議長

ではお手元の報告書の訂正をお願いいたします。

それでは報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、6件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、16件で2ページおよび3ページに記載されたとおりです。

次に「耕作証明書について」は、1件で4ページに記載されたとおりです。

次に「農地転用受理の取消願について」は、1件で5ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただいと存じますがよろしいでしょうか。



## 議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後 4 時 3 0 分から開会いたします。